



# 4/22 国土交通委員会で質問に立ちました！



## 審議法案のポイント

(法案名：特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正)

- 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、今後も降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが予想されている  
(21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）)  
⇒ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、流域全体を俯瞰し、国、地域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるための法改正

## ○はまぐち誠 の質問＜賛成の立場から＞

### 【流域治水に向けた全体方針】

○水害多発時代の治水のパラダイムチェンジという大きな考え方の中で、「流域治水」が打ち出されたと理解している。流域治水の目指す姿について、大臣の所見を伺う

(赤羽 大臣) 3つの柱から成る流域治水を進める方針。①利水ダムの事前放流等を通じた「水をあふれさせない」対策 ②リスクのより低い地域への居住の誘導等を通じた「被害の対象を減少させる」対策 ③ハザードマップ作成等を通じた「被害の軽減、早期復旧復興」対策が必要だということで、今回の法改正を提出了

### 【流域治水に向けた住民の意識改革】

○流域治水は言わば全員野球の治水対策。行政にお任せではなく、住民の防災認識を高める取り組みも大変重要なと考えるが、どのように取り組んでいくのか？

(岩井 副大臣) 流域治水の重要なポイントを指摘いただいた。具体的な取り組みとしては、住民一人一人が自らの避難行動をあらかじめ確認するマイタイムラインの作成などを通じて水害リスクの周知徹底と防災意識の向上を図る。また、昨年8月には不動産の購入者等に対する重要事項説明の際に、取引物件の所在地における水害リスクについて事前説明することを義務づけた

### 【ため池の老朽化対策】

○老朽化等により、自然災害で人的な被害を生じる恐れのある「防災重点ため池」が全国で6万4,000カ所ほどある。(2019年5月時点) これは農業用ため池の約4割に相当するが、今後の老朽化対策や防災機能の強化をどのように図っていくのか？

(政府参考人) ため池の所有者等による届出や管理義務を明確にするとともに、都道府県知事が指定した防災重点ため池について、緊急性の高い防災工事への国の補助率をかさ上げする等、老朽化したため池の整備を始めとする防災・減災対策を推進していく